

平成 29 年 12 月 15 日

各 位

日本商品先物振興協会

「平成 30 年度税制改正大綱」における  
商品先物関連の税制措置について（ご報告）

自由民主党・公明党連名による「平成 30 年度税制改正大綱」が公表されました。この中で、本会が要望しておりました税制改正要望については、下記のとおり、昨年と同じ結果となりましたことをご報告いたします。

本会では、個人投資家が商品先物取引や商品ファンドを含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、「金融所得課税の一体化」が実現するよう、引続き税制改正要望を行っていくことといたします。

なお、「平成 30 年度税制改正大綱」は、以下の URL により自由民主党ホームページに掲載されております。

掲載 URL : <https://www.jimin.jp/news/policy/136400.html>

記

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

[本会の要望]

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

[平成 30 年度税制改正大綱における取扱い]

「第三 検討事項」において、引き続き検討することとされました。

(130 ページ)

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

(昨年度と同文)

## 2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

[本会の要望]

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。

⇒平成30年度税制改正大綱において言及された箇所はありませんでした。

## 3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

[本会の要望]

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

⇒平成30年度税制改正大綱において言及された箇所はありませんでした。

以 上